

第1回 羽島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会（会議要旨）

日 時	令和8年8月21日（金） 午前10時～11時15分
場 所	羽島市役所 3階 301会議室
出席者	【委員】 加藤委員、伊藤(克)委員、森委員、馬場(ま)委員、川尾委員、 勅使川原委員、馬場(光)委員、勝委員、川合委員、豊田委員、 永納委員、伊藤(文)委員、太田委員 【事務局】 三輪健幸福祉部長、牧野健幸福祉部次長兼福祉課長、松原専門官、 水谷福祉課課長補佐兼障がい福祉係長、宮町主任
内 容	1 開会 2 委員紹介 3 会長・副会長選出 会長：馬場 光一委員、副会長：伊藤 克巳委員に決定した。 4 議事 （1）計画の概要及び基本的な指針の主な変更点について <質疑・意見>
委 員	「国が示す基本指針に即した3年間」と記載してあるが、この記載について国の示す制度設計が必ずしも利用者本位になっていないことや、本質からずれているといった理由から、「即した」ではなく、「沿った又は準じた」という表現にし、羽島市らしい計画にしてはどうか。
事務局	障害者総合支援法及び児童福祉法において基本指針に即して計画を策定することとされておりますので、即してという表現で記載させていただきます。 なお、計画の中身につきましては、アンケート調査や本委員会でのご意見を踏まえ、羽島市の実態に合った内容で作成してまいりますので、ご理解願います。
委員	①施設入所者の地域生活への移行について、国の入所者数の縮減方針は承知しているが、岐阜県については国の方針はあるものの現状維持を目標としている。羽島市においては、入所者数の削減を目標とするか。 ②基幹相談支援センターの設置については、市直営で運営されていると承知しているが、運営の概要について教えてほしい。
事務局	①施設入所者数縮減の目標について、これまでの計画においては、国の指針に沿った目標を設定しています。ご意見のように県は現状維持としていることも承知しており、必ずしも国指針による目標とする必要は無いことから、委員の皆様から特別にご意見があるようであれば

	当該目標の見直しは検討が必要と考えます。 ②ご承知のように基幹相談支援センターについては、令和 3 年度に福祉課内に設置し、委託相談、特定相談と合わせて障害福祉分野における相談支援体制を整備している。関係機関等からも基幹相談支援センターにということで相談が寄せられることも多々あるため、一定の役割を果たしていると考えます。引き続き、委託相談や特定相談等と連携して相談対応をしていきたいと考えております。
委員	地域移行の方向性の発端としては、国連の理念に基づいた「障がい者の完全参加と平等」という目標のもと、入所施設の解体が叫ばれたことであり、長野県では入所施設を廃止し全てグループホームに移行した。 岐阜県では、施設入所者数の削減目標について、関係団体との調整を踏まえた結果として、現状維持の方針が示されている状況である。時代も変化し、グループホームが増えたことにより利用者の選択肢が増えたことや、高齢化（介護保険施設への移行）等の理由により、現状として施設入所者が減少している。このような状況で、障害種別にもよるが入所施設自体が減っていくことが予想されるため、県の方針である現状維持や国の定める縮減率にこだわる必要は無い。 施設入所とは異なるが、精神科の長期入院患者を地域に帰すという国の方針については、正しいことであり、大きな課題であるためその内容を計画に含めても良いと考える。 近年障害福祉サービスの分野に営利企業の参入が目立つが、真に福祉や障害について理解しているのか疑問である。制度自体についての議論も必要ではないか。 セルフプランの解消については、愛知県など他県はセルフプラン率が高いが、県内は原則計画相談が入っており、当該目標の設定は必要がないため、項目によっては、市の現状と合わないが目標とされている事項もある。 地域生活支援拠点については、羽島市だけでなく全国的な課題ではあるが、整備したという看板だけで、実際機能していない現実があるため、それを理解したうえで、形だけとならないよう議論を進めていただきたい。
事務局	ご意見を踏まえて計画案を作成してまいりたいと思います。
委員	（２）アンケート調査結果について <質疑・意見> サービスの利用状況を確認する質問の結果において、比較的若年層では、サービスが認知されているようだが、40歳以上の方の利用が少ない現状から認知度が低いのではないか。対策は何かしているか。

事務局	質問の趣旨が障害福祉サービスを利用しているかどうかであるため、介護保険サービスの対象となる 65 歳以上の方や 2 号被保険者となる 40 歳以上の方の障害福祉サービス利用が少ない結果になったものと予想されます。 なお、障害福祉サービスについての周知につきましては、障害者手帳を交付する際に、県が作成する「障害者福祉の手引き」や「受けられるサービスの一覧」を合わせてお渡しするとともに、市のホームページなどにより、周知しています。
委員	アンケート調査結果の説明文「就労定着支援」について誤りがあるので修正を。 相談支援事業の利用者が多い一方、相談支援の認知が進んでいないことや相談支援体制の充実を望む意見が多いため、担当者としては一層の努力をしていきたい。 就労系サービスでは B 型の利用が増加している。制度や関係法令（最低賃金）の改変により、A 型を B 型に変える事業者も多々ある。市内でも影響が出ており A 型事業所が減少し 1 事業所となったため、新しい事業所の開所に向けた働きかけなどについても計画に記載が必要だと考える。 超短時間雇用については、今年度始まったと承知しているが、一層の周知が必要であると考ええる。
事務局	必要な修正とご意見を踏まえた案を作成したいと考えております。
委員	仕事をしているかどうかの設問において、質問の趣旨について誤解を招く表現（仕事＝就労系サービス）であるため、改めた方が良く考える。 また、「超短時間ワーク」が具体的に何を指すかが不明確である。当該事業については、引きこもりやニートの方を対象とした事業実施には意義がある一方、障がい者支援については既存の国の制度を有効に活用するのが望ましいと考えるため、事業の中身（実態）を踏まえた慎重な検討が必要である。
事務局	アンケート質問の記載方法については、次回実施時には趣旨が伝わる記載となるよう改善いたします。 超短時間雇用については、アンケートの回答者に対して事業を周知する趣旨からも、送付したアンケートの中には当該事業の簡単な説明文を記載しています。当該事業の継続については、圏域の事業でもあるため、全体的な検討をしていくことになります。
委員	近年、発達障害やその疑いの方が増えており、サービス利用のために障害児相談支援事業所に相談してもすぐに受け入れられないケース

事務局	がある。高齢者と同じ相談体制をとってはいは、頭打ちになるため、根本的な改革が必要である。 先の説明で触れましたが、県内においては原則としてセルフプラン者 は無く、サービス利用者は相談支援（担当者）がついている状況です。 タイミングによってはすぐに対応不可という状況があることは把握 しておりますが、相談支援事業所についても徐々に増加しており、何 とかセルフプランの利用者はいない状況を保っています。事業者の協 力を得ながら、体制の維持を図ってまいりたいと思います。 5 閉会
-----	--